

献立原案検討・物資選定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、一般財団法人恵庭市学校給食協会が組織する委員会の運営について必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 この委員会は、献立原案検討・物資選定委員会という。

(性格)

第3条 この委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 学校給食の献立に関すること。
- (2) 学校給食用物資選定に関すること。

(組織)

第4条 この委員会は、次の者をもって組織する。

- | | |
|-----------------|----|
| (1) 校長代表 | 1名 |
| (2) 教頭代表 | 1名 |
| (3) PTA代表 | 2名 |
| (4) 給食担当者代表 | 2名 |
| (5) 養護教諭代表 | 2名 |
| (6) 学校事務職員代表 | 1名 |
| (7) 理事長が必要と認めた者 | 3名 |

2 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長、副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長をおき、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が召集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、庶務係において行う。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は理事長が定める。

附則

この規程は、平成3年11月1日から施行する。

附則

この規程は、平成26年5月15日から施行する。